

報 第 1 5 号

専決処分報告について

(道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について)

道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和6年（2024年）3月21日提出

柏崎市長 櫻井雅浩



専第15号

道 路 上 の 事 故 に よ る 和 解 及 び 損 害 賠 償 額 の 決 定 に つ い て

本 市 管 理 の 道 路 上 ( 大 字 宮 川 地 内 ) で 発 生 し た 自 動 車 の 事 故 に 關 し 、  
下 記 の と お り 和 解 し 、 損 害 賠 償 額 を 定 め る も の と す る 。

以 上 地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 180 条 第 1 項 の 規  
定 に よ り 専 決 処 分 す る 。

令 和 6 年 ( 2024 年 ) 3 月 18 日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

相 手 方 の 住 所 及 び 氏 名	和 解 条 件	損 害 賠 償 額
( 記 載 削 除 )	柏崎市は、相手方の自動車の被害総額(123,112円)のうち、100パーセント相当額を損害賠償額として相手方に支払うものとする。	円 123,112